

行政評価 めざまちの姿関連外事業用中期成果確認シート(平成30年度分)

担当課等	健康長寿課	作成日	令和元年 5月21日
------	-------	-----	------------

めざまちの姿 関連外事業の目的	めざまちの姿 関連外事業の位置づけ (根拠法令・計画等)	めざまちの姿 関連外事業名	めざまちの姿 関連外事業の対象	めざまちの姿 関連外事業の意図 (対象をどのようにしたいか)	めざまちの姿関連外事業を構成する事務事業	中間指標	単位	年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	進捗 状況
									目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
介護保険制度における資格の付与、保険料の賦課及び要介護認定を行い、介護サービスの提供を行う	・介護保険法 ・豊明市高齢者福祉・介護保険事業計画	介護保険事業	65歳以上高齢者	適正な要介護認定がされ、サービス利用が適正に行われている	・要介護者の状態にあったサービス提供及びケアプランの適正な作成	認定率	%	目標値	13.5	13.8	13.8	14.0	14.2	14.5	B
低所得者の利用負担の軽減を実施した社会福祉法人等の事業者に対し、軽減額の一部を公費で補助する	・社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱 ・社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業実施要綱	利用者助成事業	要介護被保険者で市民税非課税世帯に該当するサービス利用者	社会福祉法人等による利用者負担軽減事業を実施している事業所でサービスを受けている	・社会福祉法人等による利用者負担軽減対象確認申請	申請件数	件	目標値	3	3	4	4	4	4	B
3年に策定される介護保険事業計画により介護保険料の設定を行う	・介護保険法 ・豊明市高齢者福祉計画策定・推進委員会設置要綱	介護保険事業計画策定事業	介護保険事業計画	策定されることで、計画的に介護保険事業が実施されている	・高齢者福祉計画策定推進委員会の開催	開催回数	回	目標値	1	4	2	2	4	2	B
要介護状態ではないが、在宅で生活することが難しい高齢者を老人福祉法に基づく施設等へ措置入所する	・老人福祉法	老人福祉法措置事業	要介護状態ではないが、在宅で生活することが難しい高齢者	適切な生活が送ることができている	・措置入所申請手続 ・入所施設調整 ・入所立会 ・入所施設への面接 ・老人ホーム入所判定委員会の開催	入所人数	人	目標値	1	2	2	2	2	2	B
予防接種により市民全体に免疫水準を維持し、感染症の蔓延を防ぐ	・予防接種法	予防接種事業(大人)	住民基本台帳にその他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づいた、予防接種法に定められた対象者	対象者年齢内に定められた回数を接種することにより、病気に対する免疫を作って病気を予防できている	季節性インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症	高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率	%	目標値	-	50.0	50.0	55.0	55.0	60.0	B
健康増進の拠点として活用できるように維持・管理を行う	・地域保健法	保健センター維持管理事業	建物・空調機・電気・ガス・水道等整備	安心・安全に各事業が実施できるよう、計画的に点検・整備を行い維持されている	・施設維持管理事業	年間予定事業実施率	%	目標値	100	100	100	100	100	100	A
								目標値							
								実績値							

行政評価 めざすまちの姿関連外事業用中期成果確認シート(平成30年度分)

担当課等	保険医療課	作成日	令和元年5月20日
------	-------	-----	-----------

めざすまちの姿 関連外事業の目的	めざすまちの姿 関連外事業の位置づけ (根拠法令・計画等)	めざすまちの姿 関連外事業名	めざすまちの姿 関連外事業の対象	めざすまちの姿 関連外事業の意図 (対象をどのようにしたいか)	めざすまちの姿関連外事業を構成する事務事業	中間指標	単位	年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	進捗状況
									28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
めざすまちの姿 関連外事業	被用者保険適用者以外を被保険者とし、その疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与する。 ・国民健康保険法	国民健康保険事業(特別会計)	国民健康保険被保険者	国保税その他の財源により、疾病、負傷、出産、死亡等に関する必要な給付が適切に行われている	・国民健康保険事業	給付費総額	億円	目標値	46.9	46.4	45.9	45.4	44.9	44.5	B
								実績値	46.5	46.5	43.4				
	後期高齢者医療保険の運営において資格管理、保険料徴収など市町村に分担された事務を行う。 ・高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療保険事業(特別会計)	後期高齢者医療保険被保険者(75歳以上及び一定以上の障害をおもひの65歳以上の方)	後期高齢者医療保険にて市町村に分担された事務が適切に行われている	・後期高齢者医療保険事業	保険者数(年度末)	人	目標値	8,171	8,580	9,009	9,459	9,932	10,429	B
								実績値	8,245	8,653	9,107				
	国民健康保険の安定運営のため、法定および保健事業費等運営上やむを得ない費用について特別会計に繰り出す。 ・国民健康保険法第72条の3①、72条の4①等	国民健康保険繰出事業	国民健康保険被保険者	国民健康保険が制度趣旨に則った健全で安定的な運営がなされている	・国民健康保険繰出事業	繰出総額	千円	目標値	477,100	477,100	477,100	477,100	477,100	477,100	B
								実績値	751,288	573,161	688,250				
	後期高齢者医療保険の安定運営のため制度上必要な負担金および法定の繰出金を負担する ・高齢者の医療の確保に関する法律 ・前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定に関する政令第9条、10条等	後期高齢者医療事業	後期高齢者医療被保険者	後期高齢者医療の持続的かつ安定的な運営がなされている	・後期高齢者医療保険事業	療養給付費負担金額	千円	目標値	624,200	599,300	653,200	699,000	747,900	800,200	B
実績値								621,479	599,300	634,128					
旧老人保健制度の廃止(H20.4)以降において発生する、旧制度適用の過年度の給付等の費用を支出する。(平成29年度末まで実施) ・旧老人保健法 ・高齢者の医療の確保に関する法律	老人保健事業	旧老人保健対象者	旧老人保健対象の給付等について適正に支出されている	・老人保健事業	給付件数	件	目標値	0	0	-	-	-	-	B	
							実績値	0	0	0					
平成25年度より県より権限移譲された母子保健法による未熟児医療助成として育成に必要な給付を行う。 ・母子保健法第20条	養育医療事業	2000g未満で入院養育が必要な未熟児	養育が必要な未熟児に対し、必要な給付が行われている	・育成医療事業	給付件数	件	目標値	40	40	40	40	40	40	B	
							実績値	45	46	52					
国民年金被保険者の各種手続きを行うため ・国民年金法	国民年金事業	国民年金被保険者からの届書等	国からの法定受託事務及び協力・連携事務の届書を受理、審査、報告等とする。	・保険料徴収資料等作成事業 ・国民年金事業	受付した届書等を遅滞なく報告・提出する	%	目標値	100	100	100	100	100	100	B	
							実績値	100	100	100					

